

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 以下推進法）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的には、

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品や私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ タブレットやパソコン、スマホ、ゲーム機等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものです。

本校におけるいじめ防止等に関する基本的な考え方を以下のとおり示します。

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校でも、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

2 いじめ防止のために

いじめは、どの子どもにも起こり得るものとの共通理解に立ち、全児童を対象にいじめの未然防止に取り組む。

(1) 分かる授業づくりに努める

- ① 授業に臨む態度や姿勢、決まりをしっかりと指導し、集中して取り組む場をつくる
- ② 担任一人一人が研究授業を行い、互いに参観し合いながら指導技術や児童理解等の研修を深める
- ③ 一人での学びやペア、グループ、全体と学習形態を工夫して、児童一人一人が主体的に学習に取り組めるようにする

- (2) 道徳の時間や学校行事等、教育活動全体の中で自己存在感や自己有用感を醸成する
 - ① 帰りの会等で「よいこと発表」等を行い、児童同士で認め合う風土を醸成する
 - ② 学級係活動等で児童一人一人の仕事を分担しその活動を適切に評価して集団への所属感を高める
 - ③ 社会体験活動や奉仕活動、交流活動等を通して、他とのコミュニケーション能力を高めたりや個性の違いを理解したりすることができるようにする
- (3) いじめ防止関連の研修を通して、教職員一人一人のいじめについての理解を深める
 - ① 本校いじめ防止基本方針をもとに全教職員が組織として取り組むことを共通理解する
 - ② 市教育委員会等の研修に積極的に参加したり、校内服務倫理委員会で意識の向上を図ったりする
 - ③ 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしないよう細心の注意を払う

3 いじめの早期発見のために

いじめは、気づきににくいところで行われることが多く発見しにくいものであるという共通理解のもと、ささいな変化にも注意して早期発見に努める。

- (1) 日常の観察をきめ細やかに行う
 - ① 朝の健康観察
 - ② 授業中の個別指導
 - ③ 休み時間や給食の時間等での行動観察
 - ④ 日記等からの気づきなど
- (2) 定期的に情報収集、情報共有を行う
 - ① 生徒指導委員会と生徒指導全体会の開催
 - ② 毎学期1回、児童全対象の「楽しい学級や学校にするためのアンケート」実施
 - ③ 上記アンケートにおける指導対象児童への聞き取り調査および対応
- (3) 家庭との連携を密接にする
 - ① ホームページでの「いじめ防止基本方針」の周知
 - ② 懇談会や学校・学年だよりなどでいじめ防止についての取り組みの紹介
 - ③ 学校評価アンケートの実施
- (4) スクールカウンセラーと連携し、情報の共有を行う
 - ① 訪問日における担任との情報交換
 - ② 気になる児童とその保護者へのカウンセリングの勧め

4 いじめに対する対応について

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織で対応する
 - ① 校内職員
 - 校長・副校長・教頭・主幹教諭・教務主任・教務・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・加害及び被害児童担任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーなど

② 校外関係者（必要に応じて）

P T A 会長・地区民生児童委員・スクールソーシャルワーカー・外部専門家

（２）事実を確認し速やかな対応をする

① 事実発生確認

- ・ いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように
- ・ 被害児童担任を中心に別紙２「児童間のトラブルメモ」を作成
- ・ 担任、学年主任等→教頭・副校長・生徒指導主事→校長

② 第１次いじめ防止対策委員会

当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

- ・ 資料
いじめ発見報告書
被害・加害児童の家庭環境調査票
- ・ 会議内容 別紙３「いじめ対応に係る事実確認票」を活用して記入
 - ・ いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
 - ・ いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
 - ・ 被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格
 - ・ 本件について家庭が知っていること
 - ・ 教職員や周辺児童が知っていること
 - ・ これまでの問題行動等

- ・ 事実確認の計画
- ・ 事実確認のための役割分担
- ・ 被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
- ・ 周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

③ 事実詳細の確認 別紙４「聞き取り記録票」に記録

- ・ 被害児童への聞き取り
被害者の視点に立ち支える立場で接する
性急にならずに気持ちに寄り添って話を聴く
- ・ 加害児童への聞き取り
いじめを行っている時の気持ちなどについて聴く
威圧的にならず、受容的に聴く
- ・ 周辺児童への聞き取り
矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に事実を聴く
- ・ 被害児保護者、加害児保護者に対して
保護者とは直に会い、具体的に現状と今後の対応を説明する

④ 第２次いじめ防止対策委員会 別紙５「対応記録票」に記録

具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

実際の対応 別紙６「対応記録票」に記録

- ・ 被害児童への対応：担任、学年主任、生徒指導主事
- ・ 加害児童への対応：担任、学年主任、生徒指導主事
- ・ 周辺児童への対応：該当学年担任、教務
- ・ 該当児童保護者への対応：副校長、教頭、主幹教諭、学年主任、担任

5 重大事態への対処

(1) いじめによる重大事態とは

「重大事態」とは、

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方
 - ・ 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
 - ・ 調査、指導等の結果、学校においていじめをやめさせることができない、または、再発のおそれがあるため欠席する場合等を想定

2 重大事態の発生と調査

郡山市いじめ防止基本方針にもとづいて対応します。

《 対応の流れ 》（教育委員会の指導・助言のもとに実施）

- ① 学校内に、重大事態の調査組織を設置
 - ② 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
 - ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ④ 調査結果を市教育委員会に報告（市教育委員会は市長に報告）
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
- ※ 必要があると認めるとき、市長は、調査結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。また、市長は、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 重大事態の発生の報告

- ① 学校から市教育委員会に報告し、市教育委員会から市長に報告する。
- ② 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の調査の主体

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会又は学校が、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 重大事態調査は、教育委員会又は学校が行い、主体の判断は教育委員会が行う。
なお、不登校重大事態については学校が調査主体となることを原則とする。
- ③ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会が支援する。
- ④ 学校の調査では十分な結果を得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。
- ⑤ 教育委員会が主体となり調査を行う場合、市いじめ対策条例に基づき調査を実施する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 調査は、公平性・中立性を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明する。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」解明することである。
- ③ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ この調査は、民事・刑事上の責任追及等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会の対応を検証して、当該事態への対処や同種の事態の「再発防止」につなげることが目的である。
- ⑤ 郡山市いじめ問題調査委員会による調査が実施される場合、学校又は教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

【いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報提供した児童生徒が不利益にならないよう、情報管理等について十分に配慮する。

【いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

- 児童生徒が入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査等を行う。

(4) 関係児童生徒への対応

- ① いじめを受けた児童生徒に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。また、児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- ② いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認とともに、必要な指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめた児童生徒の改善が困難な場合には、当該児童生徒に対し、別室登校、総合教育支援センターへの通級指導、出席停止等の措置を段階的に講じる。

郡山市立富田東小学校 いじめ早期発見のために

(1) 学校において

【児童の行動変化の注意サインの例】

- ☐ 急な体調不良 ☐ 遅刻や早退の増加
- ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 ☐ 学用品の破損、落書き
- ☐ 授業への遅参 ☐ 保健室への来室の増加
- ☐ 日頃交流のない児童との行動
- ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ☐ 多数児童からの執拗な質問や反論
- ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- ☐ 業間や休み時間の単独行動
- ☐ 発言へのどよめきや目配せ
- ☐ 突然のあだ名 ☐ 特定児童からの忌避・逃避
- ☐ 持ち物からの逃避（〇〇菌）等

【より重度のサインの例】

- ☐ 不眠、食欲不振、体重の減少 ☐ リストカット等の自傷行為
- ☐ 家出や放浪 ☐ 死や非現実的なことへの関心
- ☐ 自殺に関する報道や話題への関心等

(2) 家庭において

- ☐ 登校しぶり ☐ 転校の希望 ☐ 外出の回避
- ☐ 感情の起伏の顕著化 ☐ 教師や友だちへの批判増加
- ☐ 隠し事の発覚 ☐ お金の紛失
- ☐ 荒い金遣い ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- ☐ 衣服の不必要な汚れ ☐ 体への傷やいたずらの痕跡
- ☐ 保護者来校の拒絶 ☐ 過度なネットへの対応他

(3) 地域において

- ☐ 他の児童の荷物等を過度に持っでの登下校
- ☐ 一人だけ離れての登下校 ☐ 故意に遅れての登下校
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でいる
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を取り囲んでの言い合いや暴力
- ☐ 物品や飲食料の強要 等

いじめ対応に係る事実確認票

N0	確 認 項 目	具 体 的 な 内 容
1	いじめの発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（ ）
2	いじめ発生の場所（確認場所）	
3	被害児童	年 組氏名 （男・女）
4	加害児童（又は集団）	年 組氏名 （男・女）
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童及び加害児童の 家庭環境	【被害児童】 【加害児童】
8	被害児童及び加害児童の 日頃の言動や性格	【被害児童】 【加害児童】
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動等	
11	その他	

対 応 記 録 票

基本的な対応方針	
本事案に基づく具体的な対応方針	
具体的な聞き取り記録 令和 年 月 日 () : ~ :	
時 間	具 体 的 な 聞 き 取 り 内 容 の 記 録

対 応 記 録 票

具体的な対応記録		令和	年	月	日 ()	:	~	:
時 間	具 体 的 な 聞 き 取 り や 指 導 内 容 の 記 録							